

# 建設工事等にかかる四日市市の発注基準について

(平成 29 年 6 月 1 日改正)

建設工事の発注にあたっては、下記の発注基準によることとする。

なお、下記に掲げる要件は、一定の発注基準を表すもので、その建設工事等ごとに必要と認める場合は、別途条件を付すことができる。

## (1) 一般競争入札参加者に求める資格要件

### 【共通事項】

- ①発注工事の予定価格（税抜き）以上の完成工事高を原則として有すること。
  - ・剪定、除草、芝生管理、樹木管理、雪氷対策に係る発注は、完成工事高は求めない。
  - ・複数年度の債務負担工事については、工事期間に応じて、完成工事高を設定する。
  - ・JVについては、出資比率に応じて、完成工事高を設定する。
- ②現場代理人には主任技術者要件を満たす者を配置すること。
- ③下記、資格要件中の住所要件、建設業許可区分、技術者等に求める資格等の具体的な取扱いについては、「四日市市調達公告（建設工事）における「参加資格に関する事項」の取扱いについて」による。

### 【土木一式工事】

ランク	発注金額 (設計金額)	住所 要件	技術者等に求める資格	区分
A	5000 万円以上	市内	国家資格者（1 級）	特定
B	2500 万円以上 5000 万円未満	市内	国家資格者（2 級以上）	一般も可
C	1000 万円以上 2500 万円未満	市内	国家資格者（2 級以上）	一般も可
D	500 万円以上 1000 万円未満	市内	国家資格者又は実務経験者	一般も可
D・E	500 万円未満	市内北部 市内南部	国家資格者又は実務経験者	一般も可

※発注工事の予定価格（税抜き）が 2 億円を超える場合又は 500 万円未満の場合は、公告の参加要件の「完成工事高」を設定する。

### 【建築一式工事】

ランク	発注金額 (設計金額)	住所 要件	技術者等に求める資格	区分
A	5000 万円以上	市内	国家資格者（1級）	特定
A・B	1000 万円以上 5000 万円未満	市内	国家資格者（2級以上）	一般も可
B・C	1000 万円未満	市内	国家資格者又は実務経験者	一般も可

※耐震補強工事については、1 ランク上位の「技術者等に求める資格」を適用する。

※新增築の建築工事の設計金額の中で建築設備工事の設計金額が 500 万円以上あるものについては、建築電気設備工事、建築機械工事として、それぞれ分離発注する。

ただし、工程や施工条件等を勘案し困難な工事は、一括発注とすることができる。

※発注工事の予定価格（税抜き）が 2 億円を超える場合又は 1000 万円未満の場合は、公告の参加要件の「完成工事高」を設定する。

### 【ほ装工事】

ランク	発注金額 (設計金額)	住所 要件	技術者等に求める資格	区分
A	500 万円以上	市内	国家資格者（2級以上）	一般も可
A・B	200 万円以上 500 万円未満	市内	国家資格者又は実務経験者	一般も可
B・C	200 万円未満	市内北部 ----- 市内南部	国家資格者又は実務経験者	一般も可

※発注工事の予定価格（税抜き）が 5 千万円を超える場合又は 200 万円未満の場合は、公告の参加要件の「完成工事高」を設定する。

### 【とび・土工・コンクリート工事】

#### ・道路付属物設置（交通安全施設）工事

住所要件	技術者等に求める資格	施工実績
市内	国家資格者又は実務経験者	官公庁が発注した「道路交通安全施設整備工事※」（道路交通安全施設を含む工事も可）の施工実績

※「道路交通安全施設整備工事」とは、道路等への付属物（防護柵、道路標識、視線誘導標、道路鋸、車線分離標、道路反射鏡等。ただし、区画線、道路標示は除く。）を設置した工事をいう。

#### ・工作物解体工事

業種	特に求める条件
解体又はとび	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法による収集、運搬に係る許可等</li> <li>・労働安全衛生法施行令による作業主任者の選任</li> </ul>

※経過措置期間（平成 28 年 6 月 1 日～平成 31 年 5 月 31 日）中については、施行日（平成 28 年 6 月）以前の「とび・土」許可取得者は、当該「とび・土」の許可で解体工事を受注できる。

※「特に求める条件」は、工事の内容により、必要に応じて求める

## 【電気工事】

### ・建築電気設備

発注金額 (設計金額)	住所要件	総合点	技術者等に求める資格	区分
5000 万円以上	市内	700 点以上	国家資格者 (1 級)	特定
2500 万円以上 5000 万円未満	市内	600 点以上	国家資格者 (2 級以上)	一般も可
1000 万円以上 2500 万円未満	市内	500 点以上	国家資格者 (2 級以上)	一般も可
1000 万円未満	市内	—	国家資格者又は実務経験者	一般も可

※技術者資格：発注金額 1000 万円以上の国家資格者は電気工事施工管理技士（大臣認定者も含む）に限る。

※必要に応じ、施工実績等の条件を付する。

### ・プラント電気設備

#### 市内業者（市内本店）

発注金額（設計金額）	総合点	技術者等に求める資格	区分
5000 万円以上	—	国家資格者 (1 級)	特定
2500 万円以上 5000 万円未満	—	国家資格者 (1 級)	一般も可
500 万円以上 2500 万円未満	—	国家資格者 (2 級以上)	一般も可
500 万円未満	—	国家資格者又は実務経験者	一般も可

市外業者を含める場合に、市外業者に求める条件

8000 万円以上	1000 点以上	国家資格者 (1 級)	特定
5000 万円以上 8000 万円未満	900 点以上	国家資格者 (1 級)	特定
2500 万円以上 5000 万円未満	800 点以上	国家資格者 (1 級)	特定
500 万円以上 2500 万円未満	800 点以上	国家資格者 (2 級以上)	特定
500 万円未満	800 点以上	国家資格者又は実務経験者	特定

※技術者資格：発注金額 500 万円以上の国家資格者は電気工事施工管理技士（大臣認定者も含む）に限る。

※必要に応じ、施工実績等の条件を付する。

## 【管工事】

発注金額（設計金額）	住所要件	総合点	技術者等に求める資格	区分
5000 万円以上	市内・市内受任者	700 点以上	国家資格者 (1 級)	特定
2500 万円以上 5000 万円未満	市内	600 点以上	国家資格者 (2 級以上)	一般も可
1000 万円以上 2500 万円未満	市内	500 点以上	国家資格者 (2 級以上)	一般も可
1000 万円未満	市内	—	国家資格者又は実務経験者	一般も可

※技術者資格：発注金額 1000 万円以上の国家資格者は管工事施工管理技士（大臣認定者も含む）に限る。

## 【鋼構造物工事】

市内業者（市内本店）

発注金額（設計金額）	総合点	技術者等に求める資格	区分
5000万円以上	—	国家資格者（1級）	特定
2500万円以上 5000万円未満	—	国家資格者（2級以上）	一般も可
2500万円未満	—	国家資格者又は実務経験者	一般も可

市外業者を含める場合に、市外業者に求める条件

5000万円以上	1000点以上	国家資格者（1級）	特定
2500万円以上 5000万円未満	800点以上	国家資格者（2級以上）	一般も可
2500万円未満	—	国家資格者又は実務経験者	一般も可

・スライドゲート

住所要件	施工実績
求めない	求める

## 【塗装工事】

・路面塗装工事（区画線設置工事）

発注金額 （設計金額）	住所 要件	技術者等 に求める資格	施工実績
500万円以上	県内本店又は県 内受任者	国家資格者又は実務経験者	官公庁が発注した「道路標示塗装工事」（道 路標示塗装を含む工事も可）の施工実績
500万円未満	市内	国家資格者又は実務経験者	官公庁が発注した「道路標示塗装工事」（道 路標示塗装を含む工事も可）の施工実績

## 【造園工事】

住所要件	技術者等に求める資格
市内	国家資格者（造園施工管理技士に限る）

## 【機械器具設置工事】

・プラント機械設備等

市内業者（市内本店）

発注金額（設計金額）	総合点	技術者等に求める資格	区分
5000万円以上	—	国家資格者又は実務経験者	一般も可
5000万円未満	—		

市外業者を含める場合に、市外業者に求める条件

5000万円以上	900点以上	国家資格者又は実務経験者	特定
5000万円未満	800点以上		

※必要に応じ施工実績等の条件を付する。

**【上記以外の業種の工事】**

施工実績、技術者等の条件について、発注の都度、工事内容に応じ設定する。

**【工事に関連する委託業務】**

・水路清掃業務

業種	ランク	住所要件	技術者等に求める資格
土木一式	1000～2500万円 Cランク 500～1000万円 Dランク 500万円未満 D、Eランク	市内 (北部・南部に区分して発注)	本市技術者名簿に登録のある者

・路面清掃業務

業種	住所要件	施工実績
入札参加資格者名簿（建設工事）に登録のある者	市内	平成●●年度以降に元請（単独又はJV構成員（出資比率20%以上に限る））又は下請として、官公庁発注の同種の路面清掃工（機械清掃工）の施工実績

・剪定業務

業種	完成工事高	住所要件	技術者等に求める資格
造園	求めない	市内	2級以上の造園技能士又は街路樹剪定士

※同時期に同種案件の剪定業務を複数の区域に分けて発注する場合において、受注者の業務量・業務範囲等を勘案し、受注本数の制限を行うことができる。

・芝生管理業務

業種	完成工事高	住所要件	技術者等に求める資格
造園	求めない	市内	2級以上の造園技能士

※同時期に同種案件の芝生管理業務を複数の区域に分けて発注する場合において、受注者の業務量・業務範囲等を勘案し、受注本数の制限を行うことができる。

※業務の内容により必要な場合は、「その他技術者」として、三重県農薬管理指導士を求める。

・除草業務（道路、水路等）、伐採

業種	ランク	完成工事高	住所要件	技術者等に求める資格
土木一式	1000～2500万円 Cランク 500～1000万円 Dランク 500万円未満 D、Eランク	求めない	土木一式の発注基準による	本市技術者名簿に登録のある者

・除草業務（小・中学校及び幼稚園のり面）

業種	ランク	完成工事高	住所要件	技術者等に求める資格
土木一式又は造園	求めない	求めない	市内	本市技術者名簿に登録のある者

## 【工事・委託業務の単価契約】

同日に同種案件の単価契約を複数の区域に分けて発注する場合（その後追加発注する場合を含む）において、受注者の業務量・業務範囲等を勘案し、受注本数の制限を行うことができる。

- ・狭隘道路に係る後退用地の整備や道路、河川、下水、水道等に係る修繕・改良・整備等

業種	ランク	完成工事高	住所要件	技術者等に求める資格
土木一式	求めない	指示限度額以上	市内北部、南部 (区分できないものは市内)	国家資格者 又は実務経験者

- ・道路、水道修繕跡等の修繕・再舗装

業種	ランク	完成工事高	住所要件	技術者等に求める資格
ほ装	求めない	指示限度額以上	市内	国家資格者 又は実務経験者

- ・雪氷対策業務

業種	ランク	完成工事高	住所要件	技術者等に求める資格
ほ装	求めない	求めない	市内	国家資格者 又は実務経験者

- ・道路附属物設置（交通安全施設）

業種	完成工事高	住所要件	技術者等に求める資格	実績
とび・土工・コンクリート	指示限度額以上	市内	国家資格者又は実務経験者	官公庁が発注した「道路交通安全施設整備工事※」（道路交通安全施設を含む工事も可）の施工実績

※「道路交通安全施設整備工事」とは、道路等への附属物（防護柵、道路標識、視線誘導標、道路鏡、車線分離標、道路反射鏡等。ただし、区画線、道路標示は除く。）を設置した工事をいう。

- ・路面塗装（区画線設置）

業種	完成工事高	住所要件	技術者等に求める資格	実績
塗装	指示限度額以上	市内	国家資格者又は実務経験者	官公庁が発注した「道路標示塗装工事」（道路標示塗装を含む工事も可）の施工実績

- ・照明灯等修繕業務

業種	完成工事高	住所要件	技術者等に求める資格
電気	指示限度額以上	市内	国家資格者 又は実務経験者

- ・樹木の剪定・防除等の管理業務

業種	完成工事高	住所要件	技術者等に求める資格
造園	求めない	市内	2級以上の造園技能士又は街路樹剪定士

※業務の内容により必要な場合は、「その他技術者」として三重県農薬管理指導士を求める。

**【大規模工事】**

・土木一式工事

発注金額 (設計金額)	形態	ランク又は総合点及び住所要件						区分
		代表者	住所 要件	構成員2	住所 要件	構成員 3	住所 要件	
12億円以上	3社 JV	1200点以上	求めない	A・900点以上	市内	A	市内	特定
3億円以上 12億円未満	2社 JV	1000点以上 A・950点以上	求めない 市内	A	市内	—	—	特定

※市内本店業者が代表者及び構成員になる場合は、Aランクかつ上記の表の総合点以上とする。

※代表者及び構成員について、出資比率に応じて完成工事高を求めることとする。

※簡易な工事については当該業種の参加資格要件のとおりとする。

**【参考 上下水道局の運用基準（土木一式工事）】**

○水道管工事

四日市市上下水道局指定給水装置工事事業者の資格を有すること。

水道法に係る技術者等は下記のほか特記仕様において求める。

発注金額（設計金額）	総合点	住所要件	技術者等に求める資格	区分
5000万円以上	760点以上	市内	国家資格者（1級）	特定
2500万円以上 5000万円未満	650点以上	市内	国家資格者（2級以上）	一般も可
1000万円以上 2500万円未満	590点以上	市内	国家資格者（2級以上）	一般も可
500万円以上 1000万円未満	530点以上	市内	国家資格者又は実務経験者	一般も可
500万円未満	求めない	市内	国家資格者又は実務経験者	一般も可

※予定価格（税抜き）以上の完成工事高を求める。

口径により求める条件

工事内容	特に求める条件
配水本管工事 （口径 500mm以上）	大口径耐震継手技能者の配置（元請が雇用しているものに限る。）
配水本管工事 （口径 300～450mm以下）	耐震継手技能者の配置（元請が雇用しているものに限る。）
配水支細管工事 （口径 250mm以下）	市内給水装置工事の施工実績が指定給水工事事業者の指定日から20件以上、かつ前年度に10件以上

※配水支細管工事においても、耐震継手管工事については元請が雇用する耐震継手技能者の配置を求める。

※耐震継手技能者とは公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に「耐震継手」で登録された者をいう。

※導水管又は送水管工事についてはいずれも管径を問わず、上記の工事内容「配水本管工事」において「特に求める条件」を適用する。

給水装置工事において求める条件

工事内容	特に求める条件
給水切替工または仮設給水切替工が含まれる場合	給水装置工事主任技術者の配置（元請が雇用しているものに限る。）

※上記以外の場合においても、工事担当課が必要と認めるときは、元請が雇用する給水装置工事主任技術者の配置を求める。

○下水管渠更生工事

発注金額（設計金額）	総合点	住所要件	技術者に求める条件		企業に求める条件
			資格	実績等	
5000 万円以上	市内業者（市内本店）： 求めない 市外業者： 1000 点以上	市内 （既設管呼び径 800 以上は、県内本店又は県内受任者）	国家資格者（1 級）	実績及び施工監理資格	実績（注 1）
3500 万円以上 5000 万円未満			国家資格者（2 級以上）	実績及び施工監理資格	
2000 万円以上 3500 万円未満	求めない	市内	国家資格者（2 級以上）	実績又は施工監理資格	実績（注 2）
1000 万円以上 2000 万円未満					—
1000 万円未満			国家資格者又は実務経験者	実績又は施工監理資格	

- ※設計金額 1000 万円未満の工事については予定価格（税抜き）以上の完成工事高を求めない。
- ※施工監理資格は受注者が当該工事に採用する工法の施工監理講習等の受講証明等の資格をいう。
- ※技術者に求める実績は元請の現場代理人又は主任技術者として受注者が当該工事に採用する工法での管更生工事の実績をいう。
- ※企業に求める実績
- （注 1）元請として受注者が当該工事に採用する工法での管更生工事の実績。
- （注 2）元請として（注 3）の管きょ更生工法に該当する工法（呼び径 800mm 未満／以上どちらも可）での管更生工事の実績。
- ※当該工事に採用する工法とは、（注 3）の管きょ更生工法で仕様書記載の現場条件を満たすものとする。
- （注 3）（公財）日本下水道新技術機構により建設技術審査証明が発行される下水道管きょの更生工法のうち、既設管呼び径 800mm 未満は自立管構造の反転工法又は形成工法で適用管径は「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」（平成 23 年 12 月（社）日本下水道協会）（以下、ガイドラインとする）に定める評価項目について確認した管径（耐震設計における適用管径）とする。また、既設管呼び径 800mm 以上は複合管構造の製管工法で適用管径は審査証明の標準適用範囲とする。ただし、鉛直断面の耐震性についてガイドラインに基づき計算を行い確認すること。
- ※実績は人孔間 1 スパン以上を管更生したものとする。部分的補修は認めない。また、1 契約あたりの実績延長を求める場合がある。
- ※同一工事で既設管呼び径 800mm 未満と以上が混在する場合は、受注者が当該工事に採用する両工法の実績と施工監理資格を求める。また、発注金額（設計金額）3500 万以上の住所要件は、県内本店又は県内受任者とする。

## (2) 総合評価方式一般競争入札での発注について

### ①対象規準

対 象 業 種	予定価格
土木一式（上下水道工事除く）	5千万円以上
土木一式（上下水道工事）	1億円以上
建築一式工事（新築、改築、増築に限る）	1億円以上
電気工事	1億円以上
管工事	1億円以上
機械器具設置工事（上下水道施設）	1億円以上

※土木一式（上下水道工事）については、予定価格5千万円以上1億円未満の工事からも抽出して、総合評価方式で入札を行うものとする。

※上記以外の工事についても、工事内容等に応じて抽出して、総合評価方式で入札を行うものとする

※対象工事は、工事内容、施工時期、緊急性等の理由により総合評価方式とすることが不適当な場合を除く。

※対象工事の金額は、土木一式工事（水道管工事）は管材費の2分の1、機械器具設置工事（上下水道施設）、電気工事（上下水道施設）は機器費を除く。

※電気工事、管工事については、建築一式工事の分離発注による設備工事を除く。

※電気工事（プラント電気設備工事）については、プラント機械設備工事等と同時施工する場合は総合評価の対象としない。ただし、プラント電気設備工事単独施工の場合は総合評価の対象とする。

### ②若手育成の観点からの現場代理人の資格要件緩和について

緩和対象工事	緩和内容
総合評価方式による発注で、技術者要件を1級国家資格者とするもの	現場代理人に若手技術者を配置する場合には、2級国家資格者も可とする

※若手技術者は、平成29年6月1日現在で満45歳以下の者

※主任技術者・監理技術者との兼務は不可